

熱損失防止改修工事に伴う  
固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

塩竈市長 殿

申告者 (納税義務者)	住所 (所在) フリガナ 氏名 (名称)	印
個人番号または法人番号 (マイナンバー) [13桁の点線入力欄]		
電話 ( ) -		

代理人	住所 フリガナ 氏名	印
電話 ( ) -		

地方税法附則第15条の9第9項の規定に基づき、次の家屋に係る熱損失防止改修工事に伴う固定資産税の減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の明細	所在地	塩竈市		
	家屋番号		用途	
	構造		床面積	m <sup>2</sup>
	建築年月日		登記年月日	
	熱損失防止改修工事完了年月日		熱損失防止改修工事に要した費用	円
	【3ヵ月以内に提出できなかった理由】			

※工事完了日から3ヵ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。

本申告書記載の内容を審査するにあたり、塩竈市において納税義務者の現住所等を確認することに

同意します • 同意しません

※該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、住民票の写し等を提出してください。

【添付書類】

- 热损失防止改修工事証明書
- 契約書・領収書等 (改修に要した費用の分かるもの)
- 住民票 (写し)

## 記入方法

- 1 申告者（納税義務者）の欄には、住宅熱損失防止改修に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所・氏名・個人番号または法人番号（マイナンバー）及び電話番号を記入し、押印してください。
- 2 納税義務者本人が申告できず、代理人を通して行う場合、委任状、本人確認できるもの（個人番号カードや運転免許証等）、本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カードの写しや通知カードの写し）を持参していただき、代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。  
納税義務者本人が申告する場合は、無記入で結構です。  
※法人の代理人申告に必要な確認書類として、委任状のほか、登記事項証明書等の法人番号が確認できるもの（準備できない場合は国税庁法人番号情報提供サイトより確認いたします）及び社員証等の身元確認が出来るものなどの確認をさせていただきます。
- 3 家屋の明細欄には、所在・地番・家屋番号・用途・構造・床面積・建築年月日・登記年月日・工事完了年月日・当該工事に要した費用をそれぞれ記入してください。

### ※記入例

家屋の明細	所在地	塩竈市〇〇一丁目△番□□		
	家屋番号	△一□□	用途	居宅
	構造	木造	床面積	115. 50 m <sup>2</sup>
	建築年月日	H20. 12. 20	登記年月日	H20. 12. 25
	熱損失防止改修工事完了年月日	R1. 5. 1	熱損失防止改修工事に要した費用	100 万円

- 4 賃貸住宅の場合は減額措置の適用対象外のため、所有者が居住の用に供しているかを確認させて頂く必要があります。  
市民課に届け出頂いている情報を税務課で確認することに同意されない場合、住民票の写し等の書類を添付してください。
- 5 備考欄における添付書類の部分については、該当する書類が添付されているかどうかを確認し、添付されている場合「□」欄にチェックをしてください。